○国土交通省告示第千百八十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録番号　28

(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本基礎建設協会

(三) 変更後の代表者の氏名　脇　雅史

(四) 変更年月日　平成二十八年六月二十九日

○海上保安庁告示第五十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本油料検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成二十八年十一月十四日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月七日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する登録確認機関が確認業務を行う福岡支所の所在地

変更後	変更前
福岡県福岡市博多区神屋町七番二十一号	福岡県福岡市博多区対馬小路十一番十五号

○東北地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県耶麻郡猪苗代町大字堅田字浜田一二一五番二から同町大字長田字村前四七番まで	前	一三・九九～四〇・一〇メートル
	後	一一・八一二キロメートル 二二・九〇～九三・四二　一一・八一二

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県耶麻郡猪苗代町大字堅田字浜田一二一五番二から同町大字長田字村前四七番まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月七日

○東北地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
天童市東芳賀二丁目二九六番一から同市東芳賀二丁目三八七番一まで	前	二四・八二～三七・三四メートル
	後	二四・八二～三一・八八　〇〇・〇四二キロメートル 〇〇・〇四二

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南陽市椚塚字石法花一八二三番一から同市椚塚字川端一八八〇番九まで	前	一〇・二三～二七・一九メートル
	後	一〇・二三～三七・二五　〇〇・一九八キロメートル 〇〇・二〇五

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四十五号　岩手県下閉伊郡山田町境田町一三番一五から同町山田第一地割一一番一六まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月十四日